

英国における紛争処理の動向

— 世界で初めてのウルフレポートに関する講義 —

講演 貴族院裁判官 マステル 卿

監修 筑波大学教授 田島 裕 氏

平成8年10月

財団法人安田火災記念財団

本書は次の特別講演会の講演を収録したものです。

演題 英国における紛争処理の動向

講演者 LORD MUSTILL P. C., LL. D., F. B. A.



日時 平成8年7月30日（火曜日）午後3時～午後5時

場所 安田火災本社ビル 2階大講堂

主催 財団法人 安田火災記念財団

後援 安田火災海上保険株式会社

協賛 THE BRITISH COUNCIL

社団法人 国際商事法研究所

社団法人 国際商事仲裁協会

貴族院裁判官マスティル卿特別講演

--Dispute Resolution in Britain--

司会 ただいまより特別講演会を始めさせていただきます。本日はご出席いただきましてありがとうございます。

安田火災記念財団は、厚生省の許可を得て、主として障害者の福祉関係に助成をする財団でございますが、事業の一環として学術研究・講演会・研究会・出版事業も行っております。

本日は「英国における紛争処理の動向」という題目の講演会でございますが、その題目につきましては後ほどご説明があると存じます。きわめて時宜に適したものであり、しかもこの演題については最も適した講師としてマスティル卿をお招きすることができました。ご講演の要約は、筑波大学の田島教授にお願いしてございます。

ご静聴のほど、よろしくお願いいたします。

田島 わたくしはブリティッシュ・カウンシルのイギリス法研究会のお世話をさせていただいております関係から、本日の通訳をさせていただくことになりました。昨日頂戴したばかりですが、主要な柱を日本語で書き加えたレジュメ（添付資料1参照）が、皆様のお手元にあるかと存じます。わたくしどもが当初考えていた以上に非常にたくさんの方が盛られておりますので、ご挨拶等はできるだけ短くさせていただきます、できるだけ講義の時間に当てたいと思います。ご質問を頂戴する予定でありますが、最後に一つか二つ頂戴する程度にさせていただきますたいと思います。

マスティル裁判官につきましては、既にご存知の方が多くかと思いますが、現職の裁判官としては（大法官を別として）最長老の方でございます。主たる研究としては、国際商事仲裁の領域で博士号を取得しておられます。その他いろいろな分野の著作・論文がたくさんあります。（注記1）

今日のご講演は、いまイギリスの裁判所の歴史の中で最も重要な改革が行われつつあると聞いております。金曜日（平成8年7月26日）にウルフ裁判官の最終報告書が公刊されましたが、今日のご講演は主としてその報告書に関するものでございます。150年ぶりの裁判所制度・司法制度の大改革であり、内容がたくさんありますので、すぐにご講演に入らせていただくことにします。

1 序説

マスティル脚 お招きくださいます大変ありがたく思っています。今日は皆さんのお手元にありますレジュメに従って、講義をさせていただきます。

もし本日、このテーマについて話してほしいと言われなければ、イギリス法について一般的なことをお話することになるのかな、と考えておりました。しかし、いま考え直してみますと、現在の法改革についてお話することには、主として二つの理由で重要な意味があるのだろうと思います。

第一の理由は、おそらく日本人、日本の企業の方々も、近い将来、ロンドンで訴訟に巻き込まれることが多くなるのではないかと、いうことです。その意味でこの講義は非常に重要であると思います。

現在の複雑な国際取引をめぐる紛争につきましては、慣行としてロンドンでの紛争処理が中心となっており、一般的な意味においても、この講義は重要であると思います。わたしは40年以上にも渡って国際取引紛争に関する実務をやっておりましたが、他の国での経験を含めて、おそらくは一般的重要性をもつと思います。過去の経験からいろいろな国の実状を考えてみますと、それぞれの国の法律を使い、それぞれの慣行に従って紛争を解決しておりますが、結果を見ますと共通の問題があって、最終的には同じような結論に到達しているのではないかと考えます。

従って、今日イギリス法のことをお話しますが、イギリスの

ことを知っていただくことによって、皆さんが抱えておられる問題にも役立つことと信じています。できる限り時間を残しまして、講義の後でご質問を受けたいと思います。共通の関心事について、討論する機会を持ちたいと考えています。個人的なことで恐縮に存じますが、（わたしの妻も今日ここに在籍していますが）再び日本を訪問することができたことを二人とも大変うれしく思います。日本は、商業的にも、工業的にも、技術の面でも非常に発展しているのですが、その中に伝統的な古い文化を維持しておられ、その調和というものがわたしには非常に魅力的に感じられます。

2 紛争解決の最近の動向

この安田火災記念財団の講演のために依頼された「英国における紛争解決の諸問題(Dispute Resolution in Britain)」というテーマは、まさに時宜を得たものでありまして、非常に適切なものであると思います。イギリスの民事紛争解決の過去150年あまりの歴史を振り返ってみますと、この6週間の間に起こった二つの出来事は、歴史上最も重要なものであります。その重要性は、ただ単に実務を変更したということにあるだけでなく、むしろ法制度の基礎に関わる考え方の変化、その点に重要性があります。法的紛争の解決について、イギリス人の心理的な見方と言うか、姿勢というか、そんなものを大きく変化させるものでありまして、そういう意味で非常に重要なものであります。

(1) 1966年法仲裁法の制定

二つの重要な出来事のうちの一つは、1996年、つまり今年の6月16日に仲裁法が制定されたことです。この講義では、この仲裁法については話しません。（注記2）しかし、講義を終わった後で、もしご質問があれば、喜んでお答えしたいと思います。この仲裁法については、2点だけお話するだけにとどめたいと思います。第一に、仲

裁法の実体法的な面については大きな変化はありません。しかし、仲裁というものの考え方、あるいは姿勢というものを大きく変えるものであります。出来ました法律は、過去にいろいろな国のモデルがありますが、いずれとも全く異なったものになっているということです。

仲裁法の第二の特徴は、仲裁の定義に関連して、それは（強制されるものでなく）任意のものであると決めきっているということです。仲裁手続きについても、当事者がその選択によって決めるべきものであるとしています。専門の用語で申しますと、当事者主義の原則を立法によって貫いているということです。

（２）ウルフ報告書の公刊

今日の講義で中心になりますもう一つの重要な出来事は、つい数日前、つまり金曜日に公表されたウルフ報告書の最終版です。「正義への接近(Access to Justice)」という表題の付された最終報告書で、これはきわめて重要なものです。（注記 3）まさにこの講義を企画された方々には先見の明があり、まさに最も適した演題だろうと思います。先週の金曜日に委員長のウルフ裁判官が、この報告書について新聞記者のインタビューに答えて概説したことを除けば、この講義はウルフ報告書に関する世界で最初の講義です。

それではウルフ報告書の内容は何でしょうか。ウルフ報告書の核心をなすものは、過去 140 年に渡って行われてきた民事訴訟の基本原則を全面的に見直したものです。もしウルフ報告書が勧告通りに採用されることになれば、これまで伝統的にとってきたイギリスの民事訴訟に関する考え方を真逆さまにすることになります。伝統的な考え方は当事者主義と呼ばれるものですが、裁判のやり方は当事者に任せるとするのがこれまでの考え方でした。裁判を進める時間についても、裁判に使う証拠に関しても、当事者の意思に従うわけで、イギリスの裁判官の役割は基本的には消極的なものでした。

もしウルフ報告書の勧告が採用されることになれば、この考え方が正反対になります。訴訟は裁判所の職権に帰属することになります。

どのような段階を経て裁判を進めるか、どれだけの時間をかけて裁判をするか、などのことは裁判官によって決められることとなります。裁判で使われる証拠をどれだけ許すかも、裁判官によって決められることとなります。それ以外に、事例によっては、訴訟にかかる費用をどれだけにするかという制限を設けることもあり得ると思います。その結果、一般的に申し上げれば、裁判というものと仲裁というものが正反対の方向に向かって動いていくことになろうかと思えます。

仲裁のことにも少しふれておきたいと思えます。仲裁は任意のものであり、当事者の考えや選択に任せることが原則です。それに対し、訴訟は任意のものではないと特徴づけることができます。最近の傾向としましては、実務上は訴訟と仲裁の手続きは同一のものになりつつあると思えます。そういう実務慣行は、これで終わりになるということです。

(3) その他の救済方法

ここでもう一つ説明を付け加えておきたいのですが、それは、伝統的な訴訟や仲裁以外に、その他の代替的紛争解決も盛んに行われるようになってきているということです。もちろん、代替的紛争処理方法は新しいものとは限りません。たとえば、日本で盛んに使われている調停制度は、イギリスでも古くから使われてきたものです。最近では、意識的によりいっそうこういう制度が使われていると思えます。

しかしながら、司法制度、特にアメリカの陪審制度のような使い方には非常に批判的であり、不満も非常に高まってきております。国際的な仲裁については、費用がかかりすぎるということも、制度を考え直すもう一つの理由になっています。仲裁は裁判に代わる紛争処理方法でしたが、最近の傾向としては、その他の代替的紛争処理が仲裁に代わるもう一つの類型としての位置をしめるようになってきています。時間の関係で代替的紛争処理の中身について、これ以上説明することはできませんが、おそらく大方のものは、皆さんご存知のものであらうと思えます。一つだけ脚注を付しておきたいのですが、ここでいう

代替的紛争処理は、一つだけの制度を指しているのではなく、いろいろな紛争解決の方法を集めて、集会的・包括的に「代替的紛争処理」と呼んでいます。

3 諸手続のスペクトル（比較対照表）

皆様のお手元に3枚の資料がありますが、その中で「比較対照表（spectrum）」（添付資料2）と記されたものをご覧ください。そこに表記されているのは6つの代表的紛争処理方法です。6つの紛争処理方法のそれぞれにどのような特色があるかを表にしたものがその資料です。訴訟、仲裁、審判、早期中立評価、小規模裁判、調停という六つの処理方法を横に並べられています。紛争の解決方法を縦の欄に記載しています。その手続きが強制されるものかどうかが始まる8つの項目を記載しています。下に注記しましたように、○印のあるものは、その特徴が見られる手続きであって、その場合には、例えば、第一欄（強制：compulsion）では、当事者の意思に関係なく当該手続を強制されることを意味しています。

次の欄では、第三当事者の権利について記していますが、これは特許の効力に関する事件などの場合に見られますように、決定そのものが第三者に対しても拘束力をもつものであるかどうかを示しています。

3番目の欄は、手続きの固定(fixed procedure)の問題について記しています。手続きが法律に規定されているか否かを示しています。

4番目の国家の関与(state involvement)という欄では、国家機関が紛争処理に直接関与するか否かを説明しています。国家機関とは特に裁判所を指していますが、裁判所が手続きに強制的に干渉することができるかどうかということを示しています。

審判的(judgmental)という欄で示していることは、出される決定が、伝統的な裁判がそうであるように、法律上の権利義務について判断を下すものであるかどうかを示しています。

次の対面(confrontation)または対審という欄は、手続きにおいて両

当事者が敵対的な関係におかれ、勝訴するために対等な立場で競争させられるような形になっているかどうかを示しています。合理的な解決を発見するために両当事者が協議をすることになっているかどうかを注記しています。

客観性(objectivity)とでも訳すのでしょうか。公正とか正義に反しているかということではなく、いずれの当事者に権利があるかという観点で判断がなされることを示したものです。

最後の確定性(finality)ないし終局性を示しています。これが最終的な決定であって、それ以上は争いを認めないという効果をもっているかどうかを示しています。

この表についてこれ以上詳しい説明はいたしません、全体の特徴について若干説明しておきたいと思います。全体としては、訴訟と他の手続きとの間には截然とした区別はありません。しかし、ある程度の視点と言いますか、ある種のずれが表の中に少しずつ見られます。訴訟の場合には、ここで説明しました8つの特徴が全部備わっています。他の欄と比較しますと、例えば、調停の場合には1つの特徴しか見られません。もう少し時間があれば、この表について後ほど説明を加えさせていただきたいと思いますが、おそらく今日の聴衆の皆さんは、今日の講義の主題であります訴訟の問題、あるいは企業紛争、商事紛争に関心があると思われるので、それを中心にしてイギリスの訴訟制度の説明に移りたいと思います。

4 商事裁判所

多少脱線することになりますが、英語の言葉の使い方について説明しておきたいと思います。表題にはBritainという言葉を使っておりますが、[スコットランドやアイルランドを除外する意図ではなく]イギリス連合では実際上全国に共通な問題であり、特定の地域の問題を語っているわけではありません。この講義の中でロンドンという言葉を使いますが、ロンドンが国際取引の世界的な中心地であり、そういう意

味でこの言葉を使います。

(1) 商事裁判所の成り立ち

それでは、国際的な商事紛争の解決のために、ロンドンではどのようなことが行われているのでしょうか。まず第一に、商事裁判所という特別な裁判所がありますので、その説明から始めたいと思います。

(注記4) この裁判所は、専門家による裁判の制度として最も古い歴史をもつものです。昨年、創設100年祭をしましたので、今年は101年目になります。

この裁判所の裁判官は、すべて弁護士会における商事関係の弁護士の中から任命される伝統があります。その裁判官たちは、平均すると20年から25年に渡る実務経験を経ていますけれども、その実務は商事法関係のことを中心にやっています。従って、これらの裁判官たちは、どのように商業が行われているかを十分に知りつくしています。商事裁判所は、伝統的に「取引法」と呼ばれるもの、つまり取引に関係する法律、その周辺の法律に精通した裁判官たちであります。

(2) 商事裁判所の特色と抱える課題

次のような制度・特色をもっています。銀行と顧客の間の紛争、信用状とか銀行の貸付業務に関わるたぐいの事件、とくにロンドンで作成された標準契約約款に基づく国際物品売買に関する紛争、船舶の用船契約および船荷証券をめぐる紛争、海上運送契約およびそれに関わる保険に係る紛争、仲裁に関して管轄権があるか否かの問題についての紛争が、商事裁判所に持ち込まれます。商業の世界ではいくつかの目覚ましい発展という言いますか、近代化が見られるのですが、商事裁判所は、そのことに大いに貢献していると思います。商事裁判所の事件はますます増加しつつあります。

わたくし[マスティル卿]が商事裁判官になりましたときは、裁判官はわたくし一人だけでした。現在は、専任の裁判官が6人もいるだけでなく、多数の補佐裁判官がついています。それにもかかわらず非常

に多くの仕事であくせくしているのが現状です。仕事の内容もかなり変わってきております。一つ重要なものをあげるとすれば、電子資金移転というか、コンピュータを使って金融資金を移転することに関わるものが大きく変わりつつあります。この電子資金移転の諸事例が、商事裁判所の手続きの改正を余儀なくするのではないかとわたくしは考えています。

皆さんもよくご存知のことと思いますが、イギリスの裁判制度では、事前の非常に長い準備手続きを経た後に、判決はあっさりと下されます。イギリスの裁判手続きは2つの段階に分けることができます。第一の中間的手続き、裁判前手続きと、その後に判決を下すまでの審判手続きの二つに分けることができます。裁判前の手続きは補助的な職員によって行われることが多いと思います。商事裁判所の一つの特徴は、実は予備的な手続きを裁判官自身が行っているということにあります。この予備的な手続きを含めて審判に当たる裁判官は、司法慣行として、高等法院の裁判官が当たることになっています。

電子資金移転、つまりコンピュータによる決済システムの導入は、この予備的手続きの重要性を増大させました。コンピュータによる資金移転が行われるようになりますと、裁判管轄の問題をはじめ、これまでの考え方では処理できない問題が多く生じてきます。伝統的に差止命令と呼ばれていた救済につきましても、当事者を呼び出して審理をしていたのではもう手遅れだということになります。数週間も手続きに時間をかけているうちに、問題の資金はとっくになくなって、外国に移されてしまっているでしょう。

(3) マリーヴァ・インジャンクション

商事裁判所は、この新しい動向に対応するために、立法の助けを借りることなく、先例がないので独自の司法慣行を生み出しました。その独自の慣行はマリーヴァ・インジャンクション(Mareva injunction)と呼ばれています。(注記5) マリーヴァ・インジャンクションという名前は、実は救済方法を作り出した判例の名前であって、この事件

ではギリシャの船舶が関係しておりました。その船舶の名前がMareva号と呼ばれており、通称、そう呼ばれようになりました。

この判決によれば、債権者である原告が、二つのことを示すことができれば、裁判所の救済が得られることとなります。第一の要件は、債権者は債務者に対する権利をもっていることをかなり明白に証明することです。そして、訴訟をやれば、おそらく原告が勝訴するであろうということを示す必要があります。第二の要件は、判決が下されるまで待っていては、被告（債務者）は何らかの手段を用いて問題の資金を外国へ移してしまうであろう、という可能性を証明することが要求されます。そして、この手続においては、債権者は一人でこっそり裁判官に会えばよいので、被告がその事情を知ることはできません。裁判官は一方当事者の説明を聞いただけで、その場で即決します。マリーヴァ・インジャンクションはこのようなものです。

この命令が出されたときには、ただ単に被告が資金を移転することを禁止されるだけでなく、被告の他の債権者たちに対しても資金を移転してはならないという命令が出されます。この裁判が認められずと、債務者は、ある日突然に銀行から電話がかかってきて、たったいま、マリーヴァ命令が出されたので貴方の口座は手をつけることができなくなりましたという通知を受けることとなります。しかし、普通はいま申し上げましたほど厳しいものではありません。裁判官は通常の営業活動を行うのに必要な経費の出し入れを許すことができる、とする法律の規定があります。

マリーヴァ・インジャンクションを説明したのは、商事裁判所の特徴ないし能力を示すためでありまして、商事裁判所の裁判官は、通常の裁判官(puisne judges)ではなく、長い経験と高度の能力をもつ高等法院の裁判官が、自ら一生懸命仕事をしていることを示したかったのです。もし補助裁判官である下位の裁判官であったならば、こうした新しい救済方法を作り出すことは不可能だったでしょう。もしこの救済方法の問題を立法的に解決することになれば、現在においても問題はまだ解決されていなかったでしょう。この問題につきましては、

裁判官の権限の問題など議論すべき厄介で、不安な問題が含まれています。

(4) 商事裁判所の重要性

その仕事は、わずか2時間の間に、何10億ドルという膨大な資金の移転を認めるかどうか決めるという、ものすごく重要な内容を含んでいます。もし債権者が資金の海外への移転をくい止めることができなければ、その資金は外国へ送られてしまって、その場合には債権者は破産する、という重要な情況に置かれています。逆に、裁判官が差止命令を出して、債権者には権利がないのに債務者の資金移転を止めますと、今度は債務者の方が破産するということになりかねません。このような重要な内容をもつ事柄を扱うことは、普通の裁判官では処理できないのであって、判決には大きなリスクがかかわってきます。優れた裁判官にのみできることです。現在では、高く評価されておりまして、イギリスの全裁判所、また、オーストラリア、ニュージーランド、サウスウェールズ、その他のいくつかの英米法系の国において、この救済方法が使われています。この救済方法は商事裁判所からはじまったものです。

商事裁判所のもう一つの特徴は、裁判所が利用者の身近にあって、利用者にとって非常に便利になっているということです。この辺は、過去50年の歴史の中で、自然に、徐々に、あまり注目されることなく、発展してきたものです。静かな手続的な革命は、法律によってもたらされたものではなく、裁判所自身が、法律による授権もなく、利用者の意見を聞いた上で自己の訴訟手続を変えて、その方向へ発展させてきたことを意味しています。これを革命と申し上げたのは、実はその救済方法を作りましたときに、ウルフ裁判官がいま提案しております大きな司法改革を予測していたからです。その予測の内容は、いまから説明いたしますウルフ報告書の内容と結びついてくるわけです。革命的だと申し上げたもう一つの理由は、この救済方法を導入することによって、訴訟当事者に代替的紛争処理の道を選ばせる方法を生み

出したことです。これ以上、商事裁判所についてご説明する時間はございませんけれども、商事裁判所の手続と案内を書いた資料をもってきておりますので、とくに勉強したい方はそれをご参照いただきたいと思います。

5 商事裁判所以外の裁判所

商事裁判所の説明をいたしましたですが、それ以外にも専門家による裁判所が若干あります。その一つはとくに建設関係のものですが、建設業界では、建設工事のやり方をめぐる紛争の特別審判官(official referee)による裁判というか、一種の審判が行われています。もう一つの例をあげるとすれば、特許に関する紛争解決を挙げることができますが、これについては専門家裁判所ができています。これらの特別裁判所については、際だった特徴はとくにありませんので、ここでは説明を省略させていただきます。ひとつだけお話しておくとしたら、特許に関する裁判所は、新しい領域として生化学的な遺伝子工学の特許に関する一連の事件に取り組み始めています。もちろん、このような裁判には知的な内容にも技術的な内容にも非常に厄介な問題が含まれています。

現在の世界では同じようなことがどこでも起こっているようですが、イギリス法の特徴としては、対応が非常に迅速であって、非常に実情に合った紛争処理をしていることを挙げることができます。ヨーロッパ法の中ではヨーロッパの特許審判所が新しくできていますけれど、それと比べてもイギリスの紛争処理ははるかに早いと申し上げられます。イギリスの特許裁判所は、現在では著作権に関する管轄権をもっておりませんが、将来、与えられることになるかもしれません。

つぎにコンピュータのインフォメーション・テクノロジーというか、情報の伝達等に関する紛争の問題に少し触れてみたいと思います。この問題についていろいろとお話すべきことはありますけれど、これについてはいくつか研究が既に出版されておりまして説明がなされてい

ますし、時間の関係で詳しい解説は省略させていただきます。もちろん講義のあとでご質問があれば喜んでお答えしたいと思います。

新しい情報伝達の方法は、イギリス法制度、たんてきには弁護士事務所や裁判所自体の中にかかなり浸透しています。それだけではなく、訴訟・紛争の対象としての実態的な問題についても、インフォメーション・テクノロジーが大きな問題になっております。裁判所の中での実情を申し上げますと、裁判官間の連絡とか、裁判に関わる資料を整備・調査するためにも使っております[JUDITHと呼ばれている]。訴訟に使われます証拠につきましても、ほとんどコンピュータ化されています。(注記6) 今日、審判官自身も、非常にコンピュータに強くなっていて、裁判官同士ネットワークを組んでいて、メールをやりとりすることについても、それから個人的な仕事をする場合にも利用しています。貴族院裁判所というのは非常に年寄った伝統的な古臭い人たちで運営されていると思うでしょうけれど、現実にはコンピュータによってものすごく近代化されています。

6 ウルフ報告書

(1) 概説

時間は残り少ないですが、肝心な問題でありますウルフ報告書について説明をいたします。過去何十年にも渡って、イギリスの司法制度にはどこか欠陥があるのではないかということが指摘されてきました。貴族院の裁判官であるウルフ裁判官が、司法制度のどの部分が欠点で悪いかということを見つけだして、それに対する解決策を提案することを求められました。こういう諮問は別に珍しいものではありませんで、しばしば司法制度の見直してくれということは過去にもほぼ日常的に行われてきました。しかしながら、ウルフ報告書は、今までの報告と比べますとはるかに革命的で、はるかに進歩的なものになっています。結論として出しています治療方法の中で、司法制度全体がことごとく悪くなっていると述べています。まず、イギリスの訴訟では費

